

春日市開発行為等整備要綱のツボ 

はじめに

本資料は『春日市開発行為等整備要綱』における施設整備にかかる規程（第 16 条～第 27 条）と、関連する『春日市開発行為等技術基準』の“設計に際して押さえるべきポイントだけ”を短く整理したものです。各項目を「ポイント」と「関連する技術基準の要点」にまとめています。

最終的な判断については必ず要綱本文や担当者との協議で確認してください。

もくじ

1	道路（第 16 条）	1
2	排水施設（第 17～20 条）	1
6	緑地等（第 21～22 条）	3
7	消防施設（第 23 条）	4
8	上水道（第 24 条）	4
9	ごみ置き場（第 25 条）	5
10	防犯灯・街路灯（第 26 条）	5
11	駐車場（第 27 条）	6
	よくあるつまずき（防止メモ）	7

1 道路（第 16 条）

📌 ポイント

- 1) 市の道路築造計画に適合させる。
- 2) 幅員は“6m 以上”。
- 3) 必要に応じて防護柵・カーブミラー等の交通安全施設を設置。
- 4) 道路の線形上に、原則として電柱等の障害物を置かない。

📌 関連する技術基準の要点

- 1) 標準横断構造（幅員に応じた断面）を採用。
- 2) 袋小路等で「回転広場」を設ける場合は福岡県道路位置指定取扱い基準に適合させる。
- 3) 側溝は U 型・暗渠・L 型の標準断面（基礎材は再生クラッシャーラン〈RC-40〉）。
- 4) 舗装：1・2 級路線は表層 5cm/基層 5cm/上層路盤 15cm/下層路盤 23cm が標準。
その他路線は表層 5cm/路盤 10cm が標準。

👉 詳細は、「道路管理課道路管理担当」と協議・確認してください

2 排水施設（第 17～20 条）

📌 ポイント

- 1) 市の排水計画および春日市下水道条例に適合させる。
- 2) 区域内および下流域で“いっ水等”が生じないように設置。
- 3) 条件次第で公共下水道または終末処理場の設置が必要（処理区域に隣接・近接、または排水の質/量により公害のおそれ）。

- 4) 調整池については、面積要件に該当し（第3条第1項第1号：1,000 m²以上）かつ下流域でいっ水等のおそれがあると市長が認める場合は“設置義務”。おそれなくても“設置努力義務”。
- 5) 外部（下流）の既設排水施設に接続して“いっ水等”のおそれがあると市長が認めた場合、指示された構造に“改良”が必要。
- 6) 雨水や工事排水を水路・河川・ため池等へ排出する場合、市長が必要と認めれば“水利組合の同意書”を取得して提出。

🔗 関連する技術基準の要点

- 1) 設計基本： $Q=1/360 \times C \times I \times A$ （ $C=0.9$ ）。Iは県基準の降雨強度又は市下水道計画の10年確率強度の大きい方。

- 2) 排水施設の流量はマンニングの公式により算定する

$$Q = A \cdot V \text{ (マンニング公式)}$$

$$Q = \text{雨水流量(m}^3\text{/秒)} \text{又は} \text{汚水流量(m}^3\text{/秒)}$$

$$A = \text{流水の断面積(m}^2\text{)}$$

$$V = \text{流速(m/秒)} = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$n = \text{粗度係数} = 0.013 \text{ (汚水)} \text{又は} 0.015 \text{ (雨水)}$$

$$R = \text{径深(m)} = A/P$$

$$P = \text{流水の潤辺長(m)}$$

$$I = \text{勾配}$$

※最小断面：開渠 300×300mm 以上／管径は雨水 250mm 以上・汚水 200mm 以上。

※流速：雨水 0.80～3.00m/s、汚水 0.60～3.00m/s。粗度 $n=0.015$ （雨水）、 0.013 （汚水）。

- 3) 汚水管は原則 JIS K6741（塩ビ管）。

🔗 調整池の技術基準の要点

- 1) 1ha 超の開発は原則“調整池”。水害常襲域の公共施設系は原則“オフサイト貯留”。
- 2) 許容放流量とオリフィス形状は当該地区の整備レベルに合わせて決定。
- 3) 浸透量は面積・施設区分（浸透側溝/ます等）ごとに協議して決定。

👉 詳細は、「下水道課施設担当」と協議・確認してください

6 緑地等（第 21～22 条）

🔗 ポイント

- 1) 住宅系の開発では、緑地や生垣の設置に努める。
- 2) 既存の植生・健全な樹木を活かし、失われる植生は復元に努める。

🔗 関連する技術基準の要点

- 1) 公園・緑地に設ける施設例：修景（植栽・芝生等）、休養（ベンチ等）、遊戯（ブランコ等）、管理（掲示板・照明・雨水貯留施設等）、便益（水飲み場・トイレ・駐車場等）。

7 消防施設（第 23 条）

ポイント

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部と“事前協議”。（消火栓・進入路・旋回広場等の条件は協議で確定）

8 上水道（第 24 条）

ポイント

春日那珂川水道企業団と“事前協議”。（口径・引込・消火配管等の条件は協議で確定）

9 ごみ置き場（第 25 条）

ポイント

- 1) 可燃・不燃“それぞれ”の集積施設を、収集に便利な場所に設置。
- 2) 位置・面積・構造は担当所管と協議。近隣へ十分に説明し、紛争は事業者が解決。管理者を定め維持管理。

関連する技術基準の要点（標準構造）

- 1) 基礎：RC 布基礎／床：RC 金ごて仕上げ／壁：RC ブロック 5 段 or 高さ 1m 以上のフェンス。
- 2) 開口：幅 1.5m 以上×高さ 1.8m 以上。
- 3) 排水：原則“污水管”に接続（屋根なしは雨水側溝に接続可）。
- 4) 給水：収集に支障のない位置の壁に固定。扉は外側で開閉できる構造。

 詳細は、「環境課ごみ減量担当」と協議・確認してください

10 防犯灯・街路灯（第 26 条）

ポイント

- 1) 市が必要と認める場合、区域および周辺に灯りを整備。防犯灯は“代表者（自治会等）と事前協議”。
- 2) 容量目安：防犯灯 20W 以上／街路灯 250W 以上。

11 駐車場（第 27 条）

📌 ポイント

- 1) 共同住宅：原則“2 戸に 1 台”。敷地条件で確保困難なときは“3 戸に 1 台以上”を敷地内に確保。不足分は“区域界から 250m 以内”で確保可。
- 2) 事務所・店舗：2 台“または”延床 100 m²につき 1 台の多い方。
- 3) 病院・医院等：5 台“または”3 床につき 1 台の多い方。
- 4) その他、必要と認める用途：市指定台数。
- 5) 高齢者施設等は協議で台数を決定可。
- 6) 敷地内での確保が困難な場合：市長が敷地条件等により、やむを得ないと認めれば敷地外に確保することが出来る。誓約書（様式第 11 号）を提出。
- 7) 寸法：1 台あたり“2.3m×5.0m”が標準。
- 8) 必要に応じて自動二輪・自転車（原付含む）の駐輪施設も整備。

📌 ココがツボ

要件を満たすことが難しい場合は、都市計画課計画担当にお気軽にご相談ください

よくあるつまずき（防止メモ）

- 道路 6m は“有効幅員”。電柱や花壇で実効が狭くならない配置に。
- ごみ集積は“開口寸法”と排水の接続先を要チェック。
- 敷地外駐車場は“250m 以内”と“誓約書”がセット。

（参照先）

- ・春日市開発行為等整備要綱 第 16 条～第 27 条
- ・春日市開発行為等技術基準（標準横断・側溝・舗装、排水計算、雨水流出抑制、公園・緑地、ごみ集積施設 ほか）